

## 問題 3 7 債権譲渡禁止特約

1 Dは、Bに対し、AB間の売買契約に基づき債権 $\alpha$ について代金支払請求をすると考  
2 えられる。

3 1 かかる請求が認められるためには、AB間で売買契約が締結されていること、Aが  
4 Dに対して債権 $\alpha$ を譲渡したことが必要となる。

5 この点について。AB間では売買契約が締結されているし、AはDに対して債権 $\gamma$   
6 の弁済に代えて債権 $\alpha$ を譲渡している。

7 2 これに対し、Bとしては、債権 $\alpha$ には譲渡禁止特約が付された債権であるため、譲受  
8 人Dに対する履行を拒むことができる(466条3項)と反論することが考えられる。

9 (1) この点について、AB間の売買契約においては、債権 $\alpha$ の譲渡等を禁ずる旨の本  
10 件特約が付されている。

11 (2) もっとも、Dは、AB間の取引約定書の内容を確認してはいなかった点で、債権 $\alpha$   
12 に本件特約が付されていることを「過失によって知らなかった」とはいい得るもの  
13 の、AB間の契約は売買契約であって、譲渡禁止特約が付されるのが通常ともいえ  
14 ず、取引約定まで詳細に確認すべきであるとまではいえないから、「重大な」過失が  
15 あったとは評価できない。

16 (3) そのため、上記Bの反論は認められない。

17 3 そうだとしても、Bとしては、債権 $\alpha$ は、Dへの譲渡に先立ってCに担保目的で譲渡  
18 されており、しかもCへの譲渡については債権譲渡登記ファイルに登記(債権譲渡特例  
19 法4条1項)されているから、CがDに優先し、Dの請求を拒むことができると反論す  
20 ることが考えられる。

21 確かに、AC間の譲渡に際してCは本件特約について知っていたのであり、「譲渡制  
22 限の意思表示がされたことを知」っていたのであるから、AC間の担保目的の譲渡をB  
23 に対抗することはできない(466条3項)。

24 もっとも、譲渡制限の意思表示が付された場合の債権譲渡も有効ではある(同2項)  
25 以上は、上記登記を備えることにより確定日付のある証書による通知がなされたもの  
26 とみなされる(債権譲渡特例法4条1項)。そのため、上記登記の時点でCが確定的に  
27 債権 $\alpha$ の債権者となる(467条2項参照)から、Dは債権 $\alpha$ の債権者たる地位をBに  
28 主張することはできないことになる。

29 よって、上記Bの反論は認められる。

30 4 以上より、Dの請求は認められない。

31

以上